（中間事業年度の記載事項）

第四条　最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。）の末日である場合における自己資本の充実の状況を記載した書面には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率に関する開示事項を記載するものとする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3　前条第三項（第一号及び第十二号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同項第十二号中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

4　前条第四項（第二号及び第四号を除く。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

5　前条第六項及び第七項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同項第二号中「前事業年度」とあるのは「前中間事業年度」と読み替えるものとする。

（最終指定親会社四半期の記載事項）

第五条　最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、自己資本の充実の状況を記載した書面に、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～十一　略

十二　連結自己資本規制比率告示第二条各号の算式における分母の額に関する開示事項

十三　略

十四　略

2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。

3　略

六　信託財産及びこれに類する資産の残高

七　直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額

八　金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

九　次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額

イ　売買目的有価証券

ロ　その他有価証券

十　観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高

十一　対外与信の残高

十二　対外債務の残高

6　第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前事業年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7　前項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により作成しなければならない。

（中間事業年度の記載事項）

第四条　前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、当該最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。）の末日である場合における自己資本の充実の状況を記載した書面について準用する。この場合において、同条第一項中「金融商品取引法（以下「法」という。）」とあるのは「金融商品取引法」と、「前条」とあるのは「第二条」と、「に限る。以下「自己資本の充実の状況を記載した書面」という」とあるのは「に限る」と、「並びに第五条第一項第十二号及び第十三号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第三項第十一号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同条第四項第二号ヘ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

（最終指定親会社四半期の記載事項）

第五条　最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、自己資本の充実の状況を記載した書面に、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～十一　同上

十二　［号を加える。］

十三　同上

十四　同上

2　前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は、別紙様式第二号により、同項第十二号に掲げる事項は、別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。

3　同上